

【国際研修・共同研究】

ウズベキスタン共和国における法整備支援（犯罪白書作成支援）

国際協力部教官

庄 地 美菜子

1 はじめに

本稿では、ウズベキスタン共和国への法整備支援のこれまでの歩みと、国際協力部が、現在行っているウズベキスタン共和国における法整備支援のうち、2020年6月から行っている犯罪白書作成支援を中心に報告する。

なお、本稿のうち、意見等は全て私見であり、所属部局の見解ではない。

2 ウズベキスタン共和国について

ウズベキスタン共和国は、中央アジアの中心部に位置し、他の中央アジア4か国全てと国境を接しており、世界に二つしかない二重内陸国の一つである。ウズベキスタンの人口は3,280万人（2019年現在）¹と、中央アジア諸国最大である。大陸性気候で寒暖差が大きく、国土の大部分を乾燥地が占める。そして、そのような気候の中で育つ果実は凝縮した甘みがあり、クリームのようにとろける甘いメロンが美味しいことでも有名である。旧ソ連時代から、綿繊維産業が盛んで、国章には綿花があしらわれている。

ウズベキスタン共和国と日本は1992年の国交樹立以降、着実に相互の友好関係を築いてきたものであり、2004年には「中央アジア+日本」対話政策が打ち出されるなど、日本は、ウズベキスタン共和国に対して人材育成や民主化・市場経済化の支援を続けてきた。

ウズベキスタン共和国は親日国としても知られており、多くの高等教育機関で日本語教育が行われ、多くの学生が日本語を学んでいる。また、名古屋大学など日本の大学や研究機関に留学した若手人材が帰国後、政府や法曹界の要職に就く例も少なくない²。

ウズベキスタン共和国は、1991年の独立以来、他の旧ソ連・東欧諸国と同様に、計画経済から市場経済へと移行するための努力を進めている。同国は、急激な変革による社会不安を防ぐため、独立後しばらくは、いわゆる「ウズベクモデル」と言われる漸進主義をとり、一步一步、緩やかに経済改革を進めてきた。2000年代に入ってから、特別経済特区の設置、企業活動を高めるための税制や手続きの簡素化等の改革等が行われ³、さらに2016年に就任したミルジョーエフ大統領は「2017年から2021年までの五つの優先的開発方針に関する行動戦略」を打ち出して急速な制度改革に取り組んでおり、そ

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/index.html>

² 2020年6月に設立されたウズベキスタン共和国の反汚職庁の初代長官のアクマル・ブルマノフ氏は、名古屋大学大学院法学研究科への留学経験を有する。

³ 帯谷知可編著「ウズベキスタンを知るための60章」（明石書店・2018年）

の中でも司法制度改革は大きな柱の一つである⁴。このような取組の中、ウズベキスタン共和国は、世界銀行ビジネス環境ランキング（Doing Business 2020年）で69位に位置付けられており、近年急激に順位を上昇させている。⁵

3 ウズベキスタン共和国に対する法整備支援の歴史

ウズベキスタン共和国では、前述の通り、一步一步、経済改革を進めてきたものの、自由取引に必要な法律の適切な運用がなされていないことが問題となっていた。日本は、2001年からウズベキスタンに対する法整備支援を行っており、法務省法務総合研究所国際協力部では、2004年から、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所（当時）からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）等関係機関及び日本の倒産法専門家等の協力を得て、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の作成支援を実施した。その成果として、ロシア語、ウズベク語、英語、日本語の4カ国語で注釈書が作成された。

また、2005年から2008年までと2010年から2012年までの延べ約5年間にわたり、名古屋経済大学の市橋克哉教授ら法学研究者を中心に、行政法規の矛盾解消、行政手続の透明化を目的とした法整備支援が行われた。2018年に行政手続法及び行政訴訟法が成立した後、同年3月以降、ウズベキスタン共和国司法省職員や法学研究者、法曹関係者を日本に招へいしたり、国際協力部の教官や日本の法学者が現地に赴いたりして、新たに成立した行政手続法、行政訴訟法の問題点等を議論し解説書を作成するための共同研究を今日に至るまで行っている。

このように、日本はウズベキスタン共和国に対して継続的に法整備支援を行っており、2013年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」において、同国は法制度整備支援活動を重点的に行う8か国のうちの1か国に指定されている。

このような両国の結びつきを踏まえ、2019年3月13日、同国司法省イスタモフ第一副大臣が来日した機会を捉え、我が国法務省とウズベキスタン共和国司法省との間で、包括的な協力関係についての協力覚書（Memorandum of Cooperation, MOC）を交換し、相互の協力活動、知見の交換等を通じて、両当事者間の幅広い法務分野における協力及び相互支援を促進させていくことが確認された。

さらに同年7月25日には、我が国法務省法務総合研究所とウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー⁶との間でも司法分野における協力覚書（MOC）が締結され、司法分野での人材育成のための相互支援の増大を目指し、これまでの友好・協力関係をさらに発展

⁴ ウズベキスタン共和国の司法制度改革の詳細については、本誌第85号（2020年12月号）91頁・黒木宏太教官執筆部分を参照されたい。

⁵ <https://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/country/u/uzbekistan/UZB.pdf>

⁶ ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー（Academy of the General Prosecutor's Office of the Republic of Uzbekistan）は、ウズベキスタン共和国内の検察官や公務員に対する研修及び刑事司法等に関する研究を行う機関であり、日本における法務総合研究所に相当する。同アカデミーには、検察官等の人材育成、汚職防止、犯罪分析に関する3つのセンターが設置されており、各センターに専従の研究者が在籍している。

させることが確認された。

このように締結されたMOCの下、国際協力部においては、行政法解説書作成支援に関する共同研究、民事法に関する本邦研修（JICAと共同）、犯罪白書作成支援を行なっている。

4 犯罪白書作成支援について

(1) 支援に至る経緯

前述のとおり、2019年7月に我が国法務総合研究所長とウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミー所長との間で、MOCが交わされたが、その際、我が国の刑事司法分野の統計、とりわけ法務総合研究所研究部が毎年作成している犯罪白書に関する知見を共有することの重要性が確認された。犯罪動向や罪を犯した人の処遇の実情を詳細かつ分かりやすく網羅した犯罪白書は、我が国の刑事政策の基礎資料として不可欠な役割を果たしているものであるが、ウズベキスタン共和国においても同様の資料を作ることによって、同国の刑事政策の更なる発展を企図するものである。

(2) 支援の達成目標

国際協力部では、2020年6月より、ウズベキスタン共和国最高検察庁アカデミーとの間で、「犯罪白書作成支援」を開始した。ウズベキスタン共和国では、系統化された刑事司法分野の統計資料へのニーズは大きいものの、データ収集の体制をさらに整備する必要があるほか、犯罪動向分析に必要なデータのさらなる蓄積等の課題がある。この支援の最終達成目標は、ウズベキスタン共和国が独自の犯罪白書を発刊することであり、それを目指した支援の主な内容は、犯罪白書作成の前提となる統計データの集積方法、峻別方法及び分析方法に関する知見の提供、発刊に向けた道筋の整理などである。

(3) 活動体制

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の共同研究のように相互に訪問してこれを行うことはできないが、その代わりに、WEB会議システムを用いて毎月1回のペースで研究会を行い、互いの顔を見ながら活発な議論を交わしている。ウズベキスタン共和国側のメンバーは最高検察庁アカデミー犯罪分析センター長ほか同アカデミー教官らである。日本側は、法務総合研究所国際協力部の部長、教官・専門官がワーキンググループメンバーであるほか、法務総合研究所研究部研究官、アジ研教官がエキスパートアドバイザーとなっている。さらに法務総合研究所総務企画部副部長、法務省大臣官房国際課の課付、専門官のオブザーバー参加も得ている。2020年6月から同年12月までの間、計7回にわたって、法務省法務総合研究所研究部の研究官、アジ研教官の協力を得て、研究会を開催しており、今後も毎月1回のペースで継続し、2021年7月頃までにウズベキスタン共和国の独自の統計資料

を発表することを目指している。

(4) 具体的な内容

ウズベキスタン共和国側からは、まず、日本における刑事司法分野における統計の仕組みや、そもそもどのような統計データを対象として収集しているのか、などの知見を共有して欲しいという要望があった。

そこで、複数回に分けて、日本の検察統計年報、警察白書統計資料及び司法統計年報等を具体的に示しつつ、それぞれの統計において取り上げられている罪名等の項目や、各機関が各自の観点から必要とする項目について統計を取って公開していること（例えば、裁判所であれば処理件数や審理期間、検察庁であれば起訴猶予の件数）等を説明し、意見交換を行った。

データの収集に関しては、検察庁や保護観察所等の現場の職員が法務省司法法制部に報告している項目や、報告の流れについて、検察統計や保護統計を例に挙げて説明を行った。

ウズベキスタン共和国側からは、一人の被疑者が複数の罪を犯している場合はどのように計上するのか、などといった具体的な質問が多く寄せられた。ウズベキスタン共和国ではすべての犯罪の罰則は刑法に記載されており、我が国のような刑法犯と特別法犯という区別がないが、どの罪名をピックアップして白書に掲載するかということも、大きな悩みであるということであった。

法務省法務総合研究所研究部の研究官からは、研究部の組織体制、犯罪白書の概要、犯罪白書を用いた犯罪傾向の分析が政策決定に大きく寄与していること等の犯罪白書の果たす役割、その基となる統計データを現場からどのように集積しているか、統計データを視覚化（グラフ化）するにあたって、どのような視点が必要になるかについて詳細な説明がなされた。さらに、諸外国の統計の実情として、当部教官が米国司法省の犯罪統計について説明をおこなった。

また、ウズベキスタン共和国における罪名ごとの地域別の検挙件数、未成年者、女性、学生、無職者等の属性ごとの検挙件数等の統計データを用いて、ウズベキスタン側においてこれをグラフ化した試案を作成していただくとともに、日本側でも同じ統計データを用いてグラフ化して試案を提示し、統計データの可視化の方法等について議論を重ねた。この点についてウズベキスタン側から示されたいくつかの試案の中には、比較の対象が適切ではないものや、分析の対象が見えづらいものもあった。このことから、どのような点に着目すれば、有効な傾向分析が可能となるかという点をさらに深掘りし、そのような視点を意識することやグラフ化する際に分かりやすくする工夫をすることの重要性が明らかになった。

我が国の犯罪白書では、検挙人員に占める再犯者の割合の増加や高齢犯罪者の増加など、その時々を社会背景を浮き彫りにするようなグラフが作成され、種々の政策立案に活用されている。裏を返せば、ある政策を立案するために説得力のあるエビデンスとなり、政策立案の参考になるような分かりやすいグラフが必要とされるのである。日本側からは、このような我が国における犯罪白書作成の知見や経験を活かして、ウズベキスタン共和国における各地域の検挙件数に占める無職者の割合の比較（ある都心部では、無職者の検挙件数自体は他の地域に比べて多かったが、その地域の検挙件数自体が多いことから、検挙件数に占める無職者の割合としては小さいことが判明した）や、一定期間における各年の全検挙件数に占める窃盗、詐欺、薬物犯の割合の変化、そのうち女性が占める割合の変化等をグラフ化して、発表した。これによって、比較が容易かつ明確になることや、そこから読み取れる傾向などを説明した上で議論を行った。

今後は、どのようなデータを収集するか、そして集めたデータをいかに分析し、白書を作り上げるか、その前提として、ウズベキスタン共和国が直面する犯罪に対する課題を踏まえ、どのようなデータを用いてどのような分析を行うことが適切かという点について、さらに検討を進める予定である。

最終的には、ウズベキスタン共和国の犯罪白書が、我が国と同じように、刑事政策の立案の基盤としての役目を果たせるものになるよう、本職もウズベキスタン共和国の社会情勢や犯罪情勢に関する知見を得て、今後も実のある議論や意見交換を行っていきたい。